第十七条のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三十一条の二十二の次に二条を加える改正規定を次のように改める。

（投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付）

第三十一条の二十三　法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　当該特定信託契約に係る資産証券化商品（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百九十五条第三項第一号に規定する資産証券化商品をいう。以下この号において同じ。）の原資産の信用状態に関する評価を対象とする金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付（実質的に当該資産証券化商品の信用状態に関する評価を対象とするものと認められるものを除く。）

二　前号に掲げるもののほか、当該特定信託契約に係る有価証券又は当該特定信託契約に係る有価証券の発行者以外の者の信用状態に関する評価を主たる対象とする金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付（実質的に当該特定信託契約に係る有価証券又は当該有価証券の発行者の信用状態に関する評価を対象とするものと認められるものを除く。）

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第三十一条の二十四　法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ　商号、名称又は氏名

ロ　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の名称又は氏名

ハ　本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四　信用格付の前提、意義及び限界

2　前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。）の付与した信用格付については、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人（同令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。）を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三　当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称

四　信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法

五　信用格付の前提、意義及び限界

第二十条のうち、保険業法施行規則第五十二条の十三の二十三の次に二条を加える改正規定のうち第五十二条の十三の二十三の三に係る部分を次のように改める。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第五十二条の十三の二十三の三　準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七（登録）の登録の意義

二　信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項（定義）に規定する信用格付をいう。以下この条及び第二百三十四条の二十六の二において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ　商号、名称又は氏名

ロ　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第二百三十四条の二十六の二において同じ。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人。同条において同じ。）の氏名又は名称

ハ　本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四　信用格付の前提、意義及び限界

2　前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項（信用格付業者の登録の意義その他の事項）に規定する特定関係法人をいう。以下この項及び第二百三十四条の二十六の二第二項において同じ。）の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人（同令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。以下この項において同じ。）を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三　当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十五項（定義）に規定する信用格付業をいう。第二百三十四条の二十六の二第二項第三号において同じ。）を示すものとして使用する呼称

四　信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法

五　信用格付の前提、意義及び限界

第二十条のうち、第二百三十四条の二十六の次に一条を加える改正規定のうち第二百三十四条の二十六の二に係る部分を次のように改める。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第二百三十四条の二十六の二　準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七（登録）の登録の意義

二　信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ　商号、名称又は氏名

ロ　法人であるときは、役員の氏名又は名称

ハ　本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四　信用格付の前提、意義及び限界

2　前項の規定にかかわらず、特定関係法人の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三　当該特定関係法人が信用格付業を示すものとして使用する呼称

四　信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法

五　信用格付の前提、意義及び限界